

東北文教大学短期大学部学位規程

(目的)

第1条 この規程は、学位規則（第28年文部省令第9号）第13条及び東北文教大学短期大学部学位規則（以下、「学則」という。）第36条の規定に基づき、東北文教大学短期大学部（以下、「本学」という。）において授与する学位について必要な事項を定めるものである。

(付記する専攻分野)

第2条 本学において授与する学位は短期大学士とし、付記する専攻分野は次の名称とする。

子ども学科	短期大学士（子ども学）
現代福祉学科	短期大学士（現代福祉学）

(学位授与の要件)

第3条 短期大学士の学位は、学則第35条の規定に基づき、本学を卒業した者に授与する。

(学位の授与)

第4条 学長は、卒業を認定したときは、教授会の審議を経て学位を授与し、学位記を交付するものとする。

(学位の名称)

第5条 本学の学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、「東北文教大学短期大学部」と付記するものとする。

(学位授与の取消)

第6条 学長は、学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚辱する行為があったときは、教授会の審議を経て当該学位を取消することができる。

2 学長は、前項の規定に基づき当該学位を取消したときは、学位記を返還させ、かつその旨を公表するものとする。

(教育の質保証と学位授与の方針)

第7条 本規程に基づき学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を別に定める。

2 本条1項に規定した学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に資するため、学修成果の評価に関する方針（アセスメント・ポリシー）を明確化する。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は教授会の審議を経て学長が行う。

附則

この規程は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

本規程第 2 条の規定にかかわらず、国文科、英文科、幼児教育科は平成 18 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、付記すべき専攻分野を、国文、英文、幼児教育とする。

この改正規定は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

この改正規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この改正規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この改正規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

本規程第 2 条の規定にかかわらず、総合文化学科は令和 4 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、付記すべき専攻分野を、総合文化学とする。